

議案第 5 号

大和都市計画特定生産緑地の指定

特定生産緑地の指定について（意見聴取）

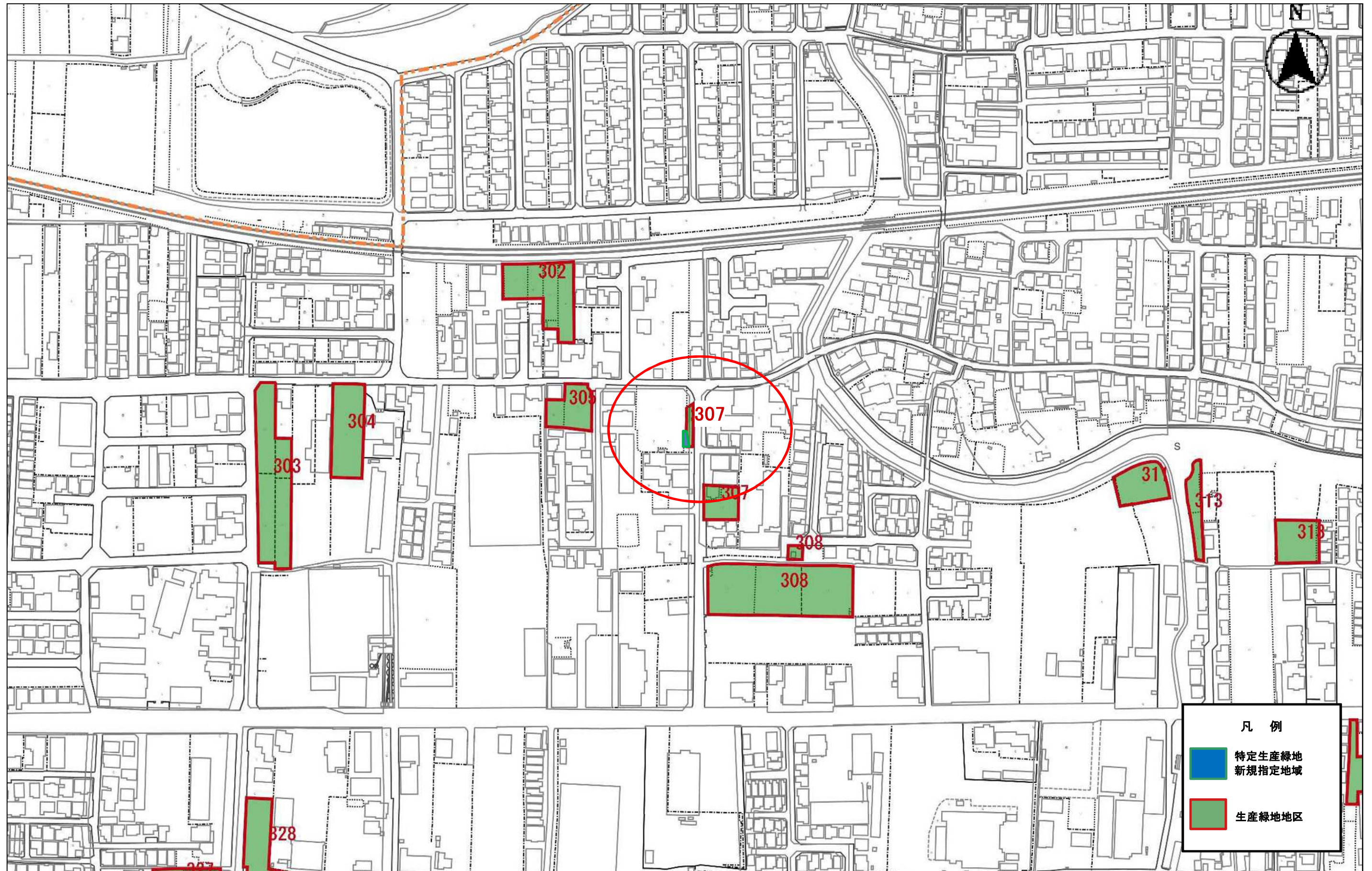
令和7年10月20日に申出基準日（生産緑地指定から30年経過）を迎える生産緑地について、土地の所有者より指定の申出があったため、特定生産緑地への指定を行うものとする。

該当生産緑地	醍醐町422番2（田）	26m ²
	縄手町388番1（田）	519m ²
	縄手町389番（田）	1,004m ²

（別紙地図のとおり）

申出基準日前までに、土地の利害等関係人が指定の意思を取り下げた場合は、指定の公示を行わないものとする。

特定生産緑地指定(予定)図



特定生産緑地指定(予定)図

